

令和6年7月24日

保見地域会議
会長 山本 昭治 様

豊田市長 太田 稔彦

検討結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第2項の規定に基づき諮問し、答申を受けたことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 報告事項 令和6年1月31日に保見地域会議から受けた『（仮称）ミライ構想』のめざす姿やまちづくりの基本的な考え方、都市構造に関する答申についての検討結果は別紙のとおり
- 2 主管課名 企画政策部 企画課、都市計画課

保見地域会議からの答申に対する検討結果

1	答申内容	保見地域には商業施設が少ないため、日用品の買い出しは浄水エリアや四郷エリアへ行かなくてはなりません。現状の主要道路は通過交通も多く、慢性的な渋滞や通学路への迂回車両の流入で、日常生活に多大な影響を及ぼしている。都市拠点へのスムーズな交通アクセスを実現するためには、道路網の充実が不可欠だと考えるため、早期に整備をしてください。
	市の考え	拠点連携型の都市構造を実現していくためにも、拠点への円滑な交通の確保は重要な視点であると考えています。道路だけでなく、鉄道やバスなども含めたネットワークの強化に向けた取組について検討していきます。
2	答申内容	都市拠点や鉄道駅への交通手段として自動車に乗ることができない住民（学生、高齢者等）にも配慮した公共交通機関の利便性を向上させてください。
	市の考え	拠点内の移動は「生活交通」として、それぞれの地域の特性に応じた持続可能な移動サービスの実現を目指していきます。 生活交通は、地域の実態に合わせて「自助・共助・公助」による様々な手段を組み合わせることで、多様なニーズに対応した移動の確保を図っていきます。
3	答申内容	名鉄豊田線を使って学校や仕事へ行く人のため、浄水エリアのパークアンドライド専用の駐車スペースの確保を検討してください。

	市の考え	浄水駅周辺は「都市拠点」として機能や居住を誘導していく場所であるため、駐車場等ではなく、住宅や様々な施設の立地に向けた土地利用を図っていきたいと考えています。拠点内の移動は「生活交通」として、それぞれの地域の特性に応じた持続可能な移動サービスの実現を目指していきます。
4	答申内容	鉄道駅周辺には、農業の担い手不足から、畑地の草刈等の管理をしているだけで農作物を生産していない畑地が多いのが現状です。農地の活用と鉄道駅周辺の開発は、双方のバランスを保ちつつ、柔軟な対応をしてください。
	市の考え	地域における土地管理のあり方は、今後更に深刻な課題となっていくものと認識しています。農地や森林などの自然的な土地利用を保全しながら、充実した鉄道網などの本市が持つ強みを最大限に生かしたまちづくりについて検討していきます。